

長久手市外国人英語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

長久手市外国人英語指導助手派遣業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本業務は、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力を高めるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解教育の一助となる外国語教育をより充実させることを目的としている。

本業務の実施にあたり、業務実績、質の高い外国人英語指導助手の配置による教育プログラムの提供、指導・危機等管理体制の整備による業務遂行能力等、総合的な見地から評価し、最適な人材を派遣できる事業者を選定するため、公募型によるプロポーザルを実施する。

第2 業務概要

1 業務名 長久手市外国人英語指導助手派遣業務

2 業務内容

別紙「長久手市外国人英語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

3 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は38,490,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）（3年総額）（12,830,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）（年額））であるから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1 長久手市教育部教育総務課庶務教育係

電話 0561-56-0625

FAX 0561-62-1451

e-mail kyoiku@nagakute.aichi.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、参加表明書提出時において次の要件を全て満たした者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規

定に該当しない者であること。

- (2) 長久手市入札参加資格において【大分類】役務の提供等【中分類】外国語の入札参加資格を有している者であること。
- (3) 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 会社等の法人に関する市民税、固定資産税等の滞納がない者であること。
- (8) 事業目的、趣旨等を理解し、事業を推進できる者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要

ウ 決算書等事業者の経営状況を示す書類（直近3年分）

※損益計算書、貸借対照表、監査報告書（該当する法人のみ）

(2) 提出期限 令和6年12月2日（月）午後5時15分まで

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参、宅配便又は郵送

※ 宅配便又は郵送で参加表明手続を受け付けた場合、市は参加表明書にある電子メールアドレス宛てに受領確認のメールを送信する。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

市は第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年12月4日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提

案書の提出を要請する旨

- イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期間 令和6年12月11日（水）までの休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ 提出場所 第3に同じ
 - ウ 提出方法 持参に限る。
（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (3) (2)の説明を求められたとき、市は、令和6年12月18日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 説明会

説明会は実施しない。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、後記第10の3「審査項目及び評価基準」の項目ごとに提案すること。

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案書
- (2) 業務に係る事業費積算内訳
- (3) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

- (1) 書類は、日本産業規格によるA4判の規格で作成すること。用紙の向きは、縦向き、横向きのどちらでも可とする。
- (2) 横書きで文字サイズ11ポイント以上とすること。ただし、図表等はこの限りでない。
- (3) 言語は日本語、通貨は日本円とすること。
- (4) 表紙を含め24ページ以内とすること。また、各ページにページ番号を表記すること。
- (5) 1事業者につき1提案とする。
- (6) 提出書類は、後記第10の3「審査項目及び評価基準」の項目ごとの順に

並べ、長辺綴じで提出すること。

- (7) 業務に係る事業費積算内訳は、3年間の事業費及び年度ごとの内訳（いずれも消費税及び地方消費税額を除いた額）を記載すること。

積算内訳は、単年度の概算金額とし、備考として外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）の平均賃金時間額と平均給与を記載すること。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和6年12月17日（火）午後5時15分
(2) 提出場所 第3に同じ。
(3) 提出方法 持参に限る。
（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
(4) 提出部数 8部

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
(2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例（平成13年長久手市条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり提出すること。
ア 提出書類 質問書（様式3）
イ 提出期間 令和6年12月11日（水）までの休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
ウ 提出場所 第3に同じ。
エ 提出方法 ※電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
オ その他 電子メールを送信する際の標題は「長久手市英語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル質問（事業者名）」とすること。
(2) 質問の回答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。
また、併せて、長久手市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、長久手市外国人英語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が4者以上の場合、企画提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑15分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 基本事項（会社概要、業務実績等）
- (2) 採用体制（採用基準、人選の方法等）
- (3) 人員確保
- (4) 研修体制（ALTの指導力・資質向上に努めているか）
- (5) 教材、教具、教育プログラム、指導法
- (6) 連携体制（教育委員会、学校等、ALT）

- (7) 危機管理体制（事故等への対応）
- (8) 管理体制（法令遵守等A L Tの管理、指導が適切か）
- (9) その他（教員向け研修、課外活動における効果的活用等）
- (10) 費用

4 受託候補者の特定

- (1) 評価は、長久手市外国人英語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価基準及び配点に基づいて評価を行う。
- (2) 委員1名あたり100点満点、合計500点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案事業者に決定し、本業務の受託候補者とする。なお、各委員の採点の合計点で60点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀提案事業者を決定する。
- (3) 各委員の採点の合計点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目「人員確保」の点数が高い者を最優秀提案事業者とする。
 - イ アも同点の場合は、評価項目「研修体制」と評価項目「危機管理体制」の点数の合計が高い者を最優秀提案事業者とする。
 - ウ イも同点の場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案事業者とする。
 - エ 最低基準点以上の者がいなかった場合は、最優秀提案事業者の決定は行わない。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
 - ア 受託候補者
 - イ 評価点数
 - ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
 - エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ 提出場所 第3に同じ
 - ウ 提出方法 持参に限る。
(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年2月7日（金）までに説

明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第 1 1 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

毎月後払いとする。

第 1 2 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル実施要領の公表	令和 6 年 1 1 月 1 1 日（月）
参加表明書の提出	令和 6 年 1 1 月 1 1 日（月）から 令和 6 年 1 2 月 2 日（月）まで
参加資格要件確認結果通知	令和 6 年 1 2 月 4 日（水）
企画提案書提出期限	令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 7 年 1 月 2 2 日（水） 予定
審査結果の通知	令和 7 年 1 月 2 4 日（金） 予定
契約締結	令和 7 年 2 月 2 5 日（火） 予定

第 1 3 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。